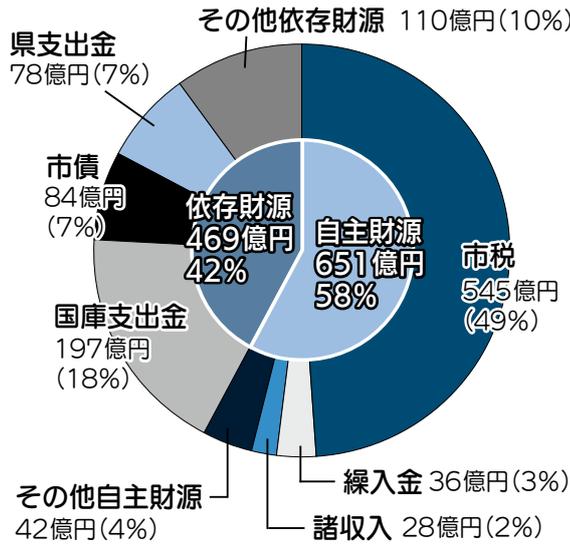


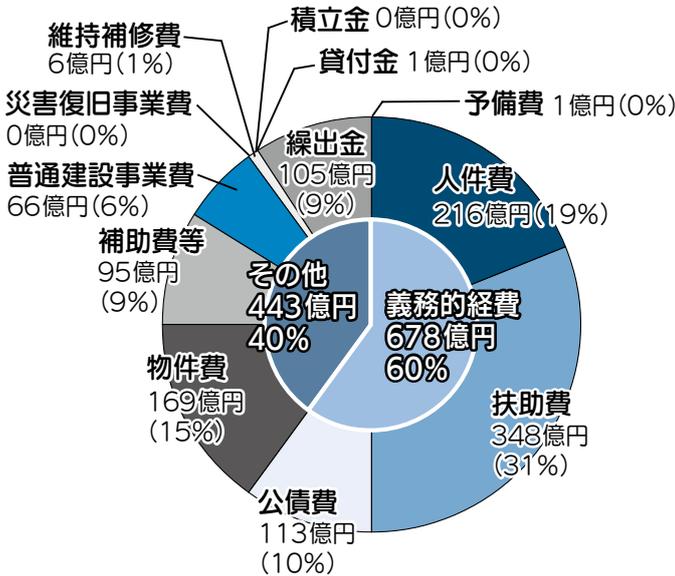
令和3年度 予算の概要

財政課 224-5618
225-2895

一般会計歳入の構成



一般会計歳出の構成(性質別)



* 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合があります。

令和3年度一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等が大幅な減収となる中、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組みつつ、第四次川越市総合計画を踏まえ、「子どもを安心して産み、育てることができるとまちづくり」、「魅力を高め、活力を生み出すまちづくり」、「人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくり」、「将

来にわたって持続可能なまちづくり」を積極的に推進することを目指し、予算を編成しました。
一般会計の歳入と歳出
 令和3年度一般会計予算は、前年度比で37億8千万円減少しました。主な増減理由は次のとおりです。
歳入
 歳入の根幹をなす市税は、個人市民税や法人市民税の大幅な落ち込み

とともに、固定資産税や市たばこ税の減により、市税全体では前年度比で5・8%減少しました。
 市債は、臨時財政対策債の増はあるものの、子育て安心施設整備事業の完了等に伴う市債の減により、前年度比で13%減少しました。
歳出
 扶助費は、介護給付・訓練等給付、生活保護等の増等により、前年度比で1・8%増加しました。
 普通建設事業費は、グリーンツーリズム整備推進の増はあるものの、子育て安心施設建設、川越駅東口駅前広場改修の事業費等の減により、前年度比で38・7%減少しました。

会計別当初予算

(単位は千円、△は減を表します)

		令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A - B = C	前年度比 C / B (%)	
一般会計 (イ)		112,070,000	115,850,000	△3,780,000	△3.3	
特別会計	国民健康保険事業	33,423,000	33,128,300	294,700	0.9	
	後期高齢者医療事業	4,712,100	4,674,000	38,100	0.8	
	歯科診療事業	78,900	85,100	△6,200	△7.3	
	介護保険事業	24,189,300	24,087,200	102,100	0.4	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	75,600	91,100	△15,500	△17.0	
	川越駅東口公共地下駐車場事業	112,800	116,300	△3,500	△3.0	
	農業集落排水事業	155,900	148,200	7,700	5.2	
	企業会計	水道事業	10,222,235	9,940,952	281,283	2.8
		公共下水道事業	9,509,051	9,799,326	△290,275	△3.0
	特別会計の小計 (ロ)		82,478,886	82,070,478	408,408	0.5
総計 (イ+ロ)		194,548,886	197,920,478	△3,371,592	△1.7	

一般会計の主な事業と予算額を紹介します

* 新 = 新規事業

子どもを安心して産み、 育てることができるまちづくり

新子育て安心施設運営管理 3,645万3千円

本川越駅に近接する公共用地に令和元年度から建設している子育て安心施設について、令和3年夏ごろの供用開始に伴い、管理・運営を行う。

新川越市保育ステーション事業 5,410万4千円

子育て安心施設の2階に設置する保育ステーションで、送迎保育事業や乳幼児一時預かり事業を行う。

■認定こども園整備補助 7,117万円

■学童保育室改修 2,705万3千円

■GIGA スクールサポーター 4,423万2千円

1人1台情報端末や大容量高速ネットワークの整備に伴う学校ICT化に対応するため、ICTの専門家を配置する。

■英語指導助手配置事業 7,650万2千円

魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

■南古谷駅周辺地区整備 2億1,941万9千円

令和3年度から令和4年度にかけて自由通路設置および橋上化等に関する基本設計を行う。

■川越駅東口駅前広場改修 1億6,510万円

平成30年度から改修工事に着手した川越駅東口駅前広場について、令和3年度中の完成を目指す。

■旧川越織物市場整備 2億1,400万円

文化創造創業支援施設として2期に分けて整備を行う。1期目として令和2年度から令和4年度にかけて東棟・西棟などの整備工事を進めている。

■グリーンツーリズム整備推進 5億5,777万3千円

グリーンツーリズムの拠点づくりとして、国の農山漁村振興交付金を受けて、農業ふれあいセンターの改修整備工事に着手する。

新道路照明灯LED化 2,635万円

■初雁公園整備 1億3,515万8千円

広場整備工事に着手するとともに、建築物の復元的整備に向け発掘調査や設計などを行う。

■市制施行100周年記念事業 5,013万円

市制施行100周年記念事業基金を活用し、令和4年1月から市民参加などを取り入れた記念事業に取り組む。

■オリンピック関連事業の推進 5,260万8千円

東京2020オリンピックについて、大会運営に係る業務や開催を契機とした市の魅力発信などの取り組みを行う。

人と人がつながり、 安心して暮らせるまちづくり

■PCR検査等の公費負担 3,498万6千円

(新型コロナウイルス感染症対策)

委託した医療機関において実施される保険適用によるPCR検査等の患者自己負担費用を補助する。

■感染症入院医療費の公費負担 2,958万8千円

(新型コロナウイルス感染症対策)

感染症の患者に対して、感染症法に基づく入院の勧告等を行った場合に、同患者が入院医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。

新成年後見制度に係る中核機関の開設 1,203万8千円

中核機関を開設し、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用者の相談窓口となり制度利用に関する助言や関係機関との調整を行う。

新犯罪被害者等見舞金 90万円

犯罪被害者等の一時的な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度を導入する。

■デマンド型交通事業 3,184万5千円

新市内分譲マンション実態調査 600万円

将来にわたって持続可能なまちづくり

■川越江川内水対策事業費負担金 3,300万円

協定に基づき、ふじみ野市が実施する事業(調整池整備に係る測量調査)の費用を一部負担する。

■江川流域都市下水路内水対策工事 880万円

雨水の吹き出しを防止するため、一部のマンホールのふたを密閉化する流入改善工事を行う。

■下小坂樋管周辺内水対策 700万円

内水対策施設の整備に向けた設計業務委託等を行う。

新会議録作成支援システム 758万5千円

■電子書籍サービス事業 187万円

令和3年2月から運用を開始した電子書籍サービス事業について、拡充を行う。

*「令和3年度川越市予算書」「令和3年度川越市予算説明書」「令和3年度川越市一般会計・特別会計予算の概要」「川越市令和3年度予算のポイント」は財政課(本庁舎4階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。



就学費用を 援助します



教育財務課 0224-6083

0224-5086

経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行など、就学に係る費用を援助します。内容等について詳しくは、4月に各学校で配布した「就学援助のお知らせ」または市ホームページを確認するかお尋ねください。

申請期間：5月7日(金)～6月4日(金)

対象：公立小中学校に在学の児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方①世帯所得が基準額未満、②児童扶養手当(児童手当とは異なる)を受給している

申請方法：申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送または直接同課(東庁舎2階)・在学中の学校(郵送の場合)は〒350-8601川越市役所教育財務課)

なお、現在援助を受けていて、7月以降も引き続き援助を希望する場合も申請が必要です。申請期間を過ぎた場合、申請書の提出月によって受けられる内容や金額が異なります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、失業等により世帯収入が激変し

たなどの事情がある場合はご相談ください。

高齢者の居宅改善費を助成

高齢者いきがい課

0224-5809

0229-4382

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。助成を受けるには、申請が必要です。なお、助成決定前の着工は無効です。

対象：要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

再生可能エネルギー 機器等導入補助 (前期)



環境政策課 0224-5866

0225-9800

個人の住宅に再生可能エネルギー機器等を設置する方に、補助金を交付します。補助は、4月1日から9月30日(木)までに着工する方が対象です。

受付期間内に予算額を超える申請があった場合は、抽選になります。詳しくは、同課(本庁舎5階)で配布

している申請の手引きまたはホームページを確認するかお尋ねください。

受付期間：5月6日(木)～28日(金)

耐震診断等への補助

建築指導課 0224-5974

0225-9800

耐震診断・耐震改修、アスベスト含有調査、ブロック塀等の撤去について補助金を交付します。補助を受けるには、申請が必要です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。



耐震診断
耐震改修



アスベスト



ブロック塀

地域の国際化貢献 事業に補助します



国際文化交流課 0224-5506

0224-8712

市民の国際理解を深める活動や、多文化共生のまちづくりを推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行う市民団体に補助金を交付しています。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。

高等学校卒業程度 認定試験 合格支援事業



こども家庭課 0224-5821

0225-5218

ひとりの親家庭の対象者が、就職のために認定試験に関する講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を給付金として受け取ることができます。申請には事前相談が必要です。

吸込下水槽に補助



資源循環推進課 0239-6267

0239-5054

市では、下水道未整備地域に住んでいる方が、生活雑排水の吸込下水槽の掘り替え・改造・清掃をしたときに補助金を交付しています。

ごみゼロ運動は中止します

資源循環推進課 0239-6267

0239-5054

5月に予定していたごみゼロ運動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

7月5日(月)オープン

保育ステーション利用申請開始

保育課 ☎224-5827
☎223-8786

今年7月5日(月)に子育て安心施設2階にオープンする川越市保育ステーション(中原町2丁目)では、朝夕の送迎保育のほか、日中は土・日曜日、休日も含めて乳幼児一時預かりを実施します。

*子育て安心施設については、広報川越6月号や市ホームページでもお知らせします。

*7月5日(月)以降の乳幼児一時預かりの受け付けは、同ステーションで行います。



保育ステーション内観

送迎保育

朝夕1日2回、指定された保育所等への送迎保育を、7月5日(月)から行います。事前面接あり。

日時…月～土曜日(休日・年末年始を除く)、午前7時～8時30分▶午後5時～8時

*利用状況やバスの運行状況により、時間が前後する場合があります。

対象…保育の必要がある3歳児クラス以上で、指定の保育所等を利用中または利用希望の未就学児

定員…20人(選考)

利用料…月額6,000円(おやつ代日額100円は別途)

申し込み…6月1日(火)～10日(休)午前8時30分から午後5時15分までに直接同課(本庁舎3階)

乳幼児一時預かり(7～9月分の受け付け)

家庭での保育が一時的に困難となった場合等に乳幼児を預かります。申し込みの際にお子さんの健康状態を確認する面接がありますので、必ずお子さんを連れてきてください。

日時…毎日(年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時

対象…生後8か月以上の未就学児

定員…先着最大20人(お子さんの年齢により、定員が異なります)

利用料…保育料日額1,500円、飲食費(3歳未満300円、3歳以上200円)

申し込み…6月1日(火)～4日(金)午前8時30分から午後5時15分までに直接同課(混雑した場合、整理券を配布することもあります)

*申し込み期間を過ぎた場合はお尋ねください。

*10月分以降の申し込み

について詳しくは、お尋ねください。

*就労証明書等の提出が必要な場合がありますので、事前にお尋ねください。



保育ステーション
利用申請について
詳しくはこちらから

令和3・4年度
入札参加業者の
追加申請を受け付け

契約課 ☎224-5632

☎223-1726

市が発注する業務の請負、物品の購入、建設資材などの入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請期間…5月31日(月)～6月4日(金)

申請方法…同課(本庁舎3階)または市ホームページにある申請書類

に必要な事項を記入し、郵送または

直接同課(郵送の場合は〒350

-8601川越市役所契約課)

Jアラートの
試験放送を流します

防災危機管理室 ☎224-5554

☎225-2895

国が発する弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されることを確認する全国一斉情報伝達試験を行います。

当日は市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

実施日時…5月19日(水)午前11時



市立美術館の公式SNSが
できました

市立美術館 ☎228-8080

☎228-7870

同館のTwitter・Facebookを

開設しました。展覧会やイベントに
ついての最新情報をお届けします。
フォローをお願いします。



Twitter



Facebook

環境影響評価調査計画書の 縦覧・説明会

環境政策課 ☎224-5866

☎225-9800

川越都市計画事業(仮称)川島イン
ターチェンジ南側地区土地区画整理
事業に係る環境影響評価調査計画書
の縦覧および説明会を行います。詳
しくは、県環境政策課 ☎048-
830-3041または川島町まち
整備課まちづくり推進室 ☎299-
1763にお尋ねください。

■縦覧

縦覧期間：5月21日(金)～6月21日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)、午前

8時30分～午後5時15分

縦覧場所：環境政策課(本庁舎5

川越しごと支援センター をご利用ください



雇用支援課 ☎238-6700
☎238-6701



川越しごと
支援センター
は、市の就職
支援の拠点と
して平成24年
10月にオープ
ンし、埼玉労
働局と市が共同で運営しています。昨年6月には
川越市民サービスステーション内に移転し、さら
に利用しやすくなりました。

同センターでできること

■ハローワークの就職相談

ハローワーク求人検索機にて、ご自身の条件に
合った求人を検索し、職業紹介部門のナビゲータ
ーによる相談・紹介を行っております。

■しごと相談(予約優先)

市のしごと相談員が仕事探しの相談に応じます。

■適性診断

適性診断用パソコンソフトを使って、興味・キ
ャリアからご自身に向けた職業を診断します。

■各種セミナーの開催

女性向けや中高年世代向け、60歳以上を対象
としたシニア向けなどの再就職に役立つセミナー
を開催します。

*詳しくは、同センターのセミナーカレンダーや
市ホームページをご確認ください。

階)・県環境政策課など

*川島町および県ホームページから
も閲覧可。

■説明会(当日直接会場)

日時：6月14日(月)午前10時～

会場：北部地域ふれあいセンター

■意見書の提出

計画書に対する意見書を提出する
ことができます。

提出方法：縦覧場所で配布する意見

書に必要事項を記入し、7月5日
(月)(必着)までに郵送または直接

川島町まち整備課まちづくり推

進室(郵送の場合は〒350-

0192比企郡川島町大字下八

ツ林870-1・川島町まち整備
課まちづくり推進室)

人権擁護委員は 身近な相談相手



人権推進課 ☎224-5579

☎223-1726

人権擁護委員は現在10人。人権に
関する相談をはじめ、地域で人権の
大切さについて理解を深めてもらう
ための活動を行っています。いじめ
や暴力、差別などの人権侵害、困り
事がありましたら、気軽に相談く
ださい。

相談は無料です。個人の秘密は厳
守されます。

■特設人権相談(人権擁護委員)

日時：毎月第2水曜日(6月・12月

は第1水曜日)、午後1時～4時

会場：ウェスタ川越 男女共同参画

推進施設

■常設相談(人権擁護委員または法

務局職員)

日時：月～金曜日(祝・休日、年末

年始を除く)、午前8時30分～午

後5時15分(電話相談も可)

会場：問い合わせ：さいたま地方

法務局川越支局 ☎243-

3824

自転車を利用する方へ

防犯・交通安全課

☎224-5721
☎224-6705

もう一度、自転車の使い方を確認し、交通事故を防止しましょう。

自転車マナーアップ強化月間

5月1日(土)から31日(月)までは自転車マナーアップ強化月間です。歩行者・自転車・自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指し

ます。

毎月10日は「自転車安全利用の日」

「埼玉県自転車安全な利用の促進に関する条例」

では、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定めています。自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を確認して実践するなど、自転車の安全な利用に努めま



東京2020オリンピック・パラリンピック 聖火リレートーチ巡回展示

オリンピック大会室 ☎224-6315
☎224-8712

「桜ゴールド」「桜ピンク」と呼ばれる異なる輝きを放つ2本の聖火リレートーチの美しさを間近で見られる貴重な機会です。ぜひご覧ください。なお、トーチに触れることはできません。



日時…5月12日(水)午前9時30分～午後6時

会場…U PLACE 3階 交流スペース

*マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください。

*新型コロナウイルス感染症の感染状況により展示日程の変更や展示を中止する際は、市ホームページでお知らせします。



■自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

障害者施策審議会 委員を募集



障害者福祉課 ☎224-6307

☎225-3033

障害のある方の支援計画に関する事項を審議する同委員を募集します。

対象…次の全てを満たす方①市内在住・在勤・在学で8月1日現在20歳以上、②平日昼間に年4～5回程度開催される会議に出席可能
③市の他の附属機関などの委員でない

任期…委嘱の日から3年間

定員…3人(選考)

申し込み…同課(本庁舎1階)または市ホームページにある応募書類に必要事項を記入し、小論文(川越市におけるこれからの障害者福祉

のあり方」(800字程度)を添えて、5月24日(月)(必着)までに郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は〒350-8601 川越市役所障害者福祉課。市ホームページからも可)

経済センサスにご協力を



情報統計課 ☎224-6185

☎224-2449

総務省・経済産業省では、6月1日を基準日として全国一斉に「経済センサス・活動調査」を実施します。同調査は、全国全ての民営の事業所および企業を対象として実施し、産業構造を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国の各種行政施策のほか、地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策等、地方公共団体の各種行政施策や学術研究の基礎資料として利用されます。5月中旬から調査票を配布しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今回の調査では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回答はできる限りインターネットや郵送でお願いします。

軽自動車税 種別割について



市民税課 ☎224・5637
☎226・2540

三輪以上の軽自動車の税率(税額)は、初度検査年月によって税率が異なります。

また、令和2年4月1日から同3年3月31日までに初度検査を受けたもので、基準を満たすものは、グリーン化特例が適用されます。税率等については詳しくは、市ホームページまたは軽自動車税種別割納税通知書をご確認ください。

障害のある方の 軽自動車税種別割を 減免



市民税課 ☎224・5637
☎226・2540

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は、申請することで軽自動車税種別割が減免になります。

また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も対象となります。なお、減免を受

けられる車は、普通車を含めいずれか1台に限ります。減免には毎年申請が必要です。

*今年度に限り、初めて減免申請をする方も郵送での申請が可能です。

必要書類：①令和3年度軽自動車税種別割減免申請書(市ホームページからダウンロード可)、②実際に運転する方の運転免許証、③各手帳、④マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)、⑤納税義務者、障害のある方、実際に運転する方が別住所の場合は同一生計であることが分かる書類

申請方法：5月31日(月)消印有効までに郵送または直接同課(本庁舎2階。郵送の場合は、必要書類①の原本と、②④⑤の写し、③の全ページの写しを添付し、〒350-8601川越市役所市民税課)

国保の切り替えには 手続きが必要です

国民健康保険課 ☎224・5833
☎224・7318

国民健康保険(国保)から他の健康保険に加入した場合は、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと、資格が継続し、国保税が課税さ

通知書などを発送します

名称	対象	発送予定日	問い合わせ
固定資産税・都市計画税納税通知書	令和3年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月10日(月)	資産税課 Tel 224・5642 Fax 226・2539
軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書	令和3年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者	5月10日(月)	市民税課 Tel 224・5637 Fax 226・2540

令和3年度市・県民税課税証明書等の 発行開始日のお知らせ

対象	発行開始日	問い合わせ
収入が給与のみの方で、市・県民税が給与から差し引きされている方(特別徴収)	5月14日(金)	市民税課 Tel 224・5640
右記以外の方(普通徴収等)	6月10日(木)	市民税課 Tel 224・5640 Fax 226・2540



れ続けてまいります。

また、他の健康保険を脱退した場合には、国保への加入手続きが必要です。加入、脱退手続きは、世帯主または同一世帯の方であれば、代理で行えます。なお、国保税は申請することで口座振替が可能です。

受付場所：同課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所

必要書類：脱退手続き⇒新しく加入した健康保険証(国保を脱退する

方全員分)、川越市国民健康保険

被保険者証、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)◆加入手続き⇒健康保険資格喪失証明書、マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類◆国保税の口座振替⇒預貯金通帳、届け出印、預金口座振替依頼書(市ホームページからダウンロード可)

必要書類：脱退手続き⇒新しく加入した健康保険証(国保を脱退する

光化学スモッグに 注意



環境対策課 224-5894

☎225-9800

5月から9月にかけて、晴れて日差しが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出ることがあります。

光化学スモッグが発生した際は、市の防災行政無線や公共施設の掲示板などで発令情報をお知らせします。県大気環境課ホームページ、電子メール配信サービスからも確認できます。

■注意報などが発令されたら

●屋外での激しい運動は避ける

●目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る

*乳幼児や高齢者は健康被害を受けやすいので特に注意しましょう。

■健康被害に遭ったら

洗眼・うがいをしてください。洗眼・うがいをしても症状が良くならない、呼吸困難やいれんがある場合は医師の診断を受けてください。

また、健康被害の状況を、環境対策課または保健予防課 227-5102へ連絡してください。

文化芸術かがやき表彰 表彰式を開催しました



文化芸術振興課 224-6157

☎224-8712

3月29日(月)7AB会議室(本庁舎7階)で、令和2年度川越市文化芸術かがやき表彰の表彰式を開催しました。同表彰制度は、文化芸術分野で活躍する子どもたちを応援する制度として昨年度新設されたものです。

記念すべき初の受賞者は個人が25人、団体が2団体という結果になりました。

*今年度も推薦の受け付けを予定しています。詳しくは、今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。



授賞した小学生



授賞した中学生・高校生

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 納税通知書の口座内容をご確認ください。 収税課 ☎224-5686☎226-2538
市税等の納付に口座振替をご利用されている方は、納税通知書にご利用の口座情報が記載されます。納税通知書が届きましたら、記載のある口座内容に誤りがないかご確認ください。
- 赤十字はあなたの善意から 福祉推進課 ☎224-5769☎225-3033
災害救護活動や国際救援活動など、人間の命と健康、尊厳を守るための活動を行っている日本赤十字社の事業を支えるため、活動資金を募集します。赤十字の理念や取り組みをご理解いただき、ご協力をお願いします。
- 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です 福祉推進課 ☎224-5769☎225-3033
大正6年5月12日に民生委員制度の前身の制度が始まって以来、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として活動しています。福祉に関する心配事などがありましたら、いつでもご相談ください。相談内容等の秘密は固く守られます。
- 斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090☎226-7088
5月22日(土)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。
- 川越市防犯のまちづくり基本方針を改定しました 防犯・交通安全課 ☎224-5721☎224-6705
巧妙化・複雑化する犯罪への対応や被害防止のため、防犯のまちづくり基本方針の改定を行いました。市民や事業者と一体となってさらなる安全安心なまちづくりの推進を図ります。同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所・市ホームページで確認できます。
- 小江戸川越観光協会礼ノ辻事務所が閉所しました 観光課 ☎224-5940☎224-8712
3月25日に、同協会松江町事務所(松江町2丁目1-8)へ移転統合しました。
- 訂正 健康づくり支援課 ☎229-4121☎225-1291
4月発行の広報川越No.1471・22ページ「新生児の聴覚検査の費用について」、対象誤＝ 令和3年4月1日以降に生まれた子の保護者で初回新生児聴覚検査受検日に市に住民登録がある方
正＝ 令和3年4月1日以降に初回新生児聴覚検査を受け、初回新生児聴覚検査を受けた日に保護者が市に住民登録されている子
ご迷惑をお掛けしました。

令和3年度は

固定資産税「評価替え」の年です

資産税課 224-5645

☎ 226-2539



固定資産税は、毎年1月1日時点において固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定されます。土地と家屋については、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し(評価替え)を行っています。今年度はこの基準年度に当たります。また、令和3年度税制改正により、令和3年度に限り、特別な措置が講じられている場合があります。詳しくは、同課(本庁舎2階)で配布している「固定資産税のしおり」または市ホームページをご確認ください。

*土地について⇨土地担当☎224-5645、家屋について⇨家屋担当☎224-5684にお尋ねください。

土地の評価替え

土地の評価額は、地価公示価格や不動産鑑定士の鑑定評価などに基づいて決定します。

なお、土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、据置年度である令和4・5年度で地価が下落して価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正(下落修正措置)を行います。

家屋の評価替え

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づき、再建築価格に対して経年減点補正率などを乗じて算出します。

なお、算出された家屋の評価額が前年度を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます。

土地の負担水準と課税標準額

土地の課税標準額は、負担水準によって計算が異なります。

今回は商業地などの宅地、住宅用地・市街化区域農地について、次ページの下図とともに解説します。

■図A 商業地などの宅地(住宅用地以外の宅地など)

- ①負担水準が70%超
課税標準額を評価額の70%に引き下げ
- ②負担水準が60%以上70%以下
前年度課税標準額に据え置き
- ③負担水準が60%未満
前年度課税標準額に評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額

*③で計算した結果の課税標準額が、評価額の60%を超える場合は60%に据

用語解説

- 地価公示価格⇨地価公示法に基づき毎年発表される1月1日時点の地価
- 固定資産評価基準⇨総務大臣が定める固定資産の評価基準で、評価の実施方法および手続きを定めたもの
- 再建築価格⇨評価替えの時点において、その場所に新築する場合に必要とされる建築費のこと。家屋を取得する際の売買価格や、建築坪単価などは異なる。前回の評価替えで求められた再建築費評価点数に再建築費評価点数を乗じて算出
- 再建築費評価補正率⇨前回評価替えから今回評価替えまでの3年間に生じた建築資材の物価変動率
- 経年減点補正率⇨家屋の建築後の年数経過で生じる損耗による減価を表したもので、構造や種類により異なる
- 負担水準⇨個々の土地の前年度の課税標準額が、今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの
- 課税標準額⇨税額を計算する基礎となる額。税額は、課税標準額に税率を乗じて求める
- 市街化区域農地⇨市街化区域内で生産緑地を除く農地

え置かれます。
*負担水準が評価額の20%に満たない場合は、20%に引き上げられます。

■ 図B 住宅用地・市街化区域農地

①負担水準が100%超
課税標準額を評価額の100%（住宅用地の特例等を適用後の評価額）まで引き下げ

②負担水準が100%未満
前年度課税標準額に住宅用地の特例等を適用した評価額の5%を加算したものが今年度の課税標準額（住宅用地の特例等を適用後の評価額を上限額とします）

*②で計算した結果の課税標準額が評価額（住宅用地の特例等適用後の）20%に満たない場合は評の価格20%を課税標準額とします。

● 特例について

住宅用地で、住宅1戸につき2000㎡までは小規模住宅用地の特例として6分の1を、200㎡を超える分については一般住宅用地の特例として3分の1を、評価額に乗じて課税計算を行う特例があります。

また、市街化区域農地の特例は3分の1となります。

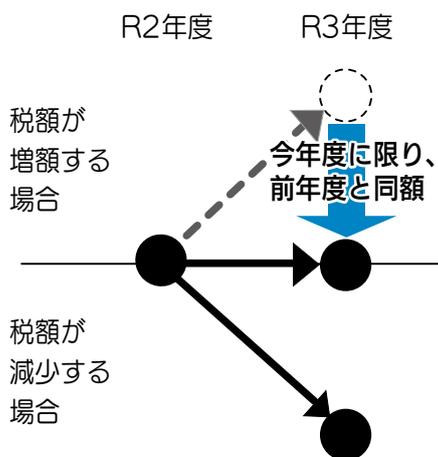
*都市計画税についても、固定資産税と同様の調整措置が行われます。特例率は小規模住宅用地が3分の1、一般

住宅用地および市街化区域農地は3分の2です。

令和3年度税制改正

今年度に限り、次の土地は令和3年度の課税標準額が、令和2年度の課税標準額と同額となる措置が講じられています。

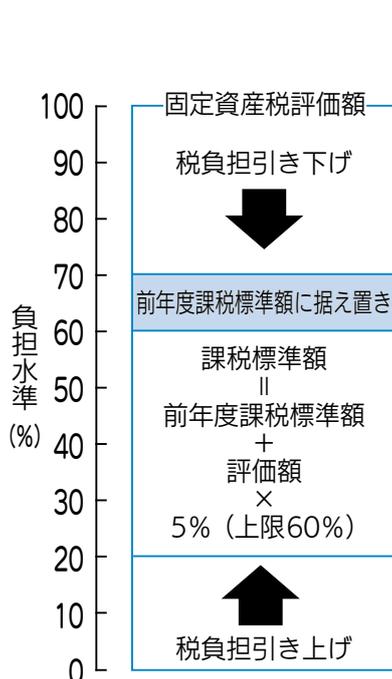
- 商業地等
負担水準が60%未満の土地
- 商業地等以外の宅地等
負担水準が100%未満の土地
- 農地
負担水準が100%未満の土地



*評価の見直しにより、昨年度よりも課税標準額が上昇している場合がありますが、右記の措置を適用しています。

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{令和2年度課税標準額}}{\text{令和3年度評価額}} \times 100$$

図A 商業地などの宅地



図B 住宅用地・市街化区域農地

